

● 体育館使用料

区 分				午 前 9:00 ～ 12:00	午 後 13:00 ～ 17:00	夜 間 18:00 ～ 21:00	午前・夜間 9:00 ～ 17:00	午後・夜間 13:00 ～ 21:00	全 日 9:00 ～ 21:00	
奈 良 市 中 央 体 育 館	独 占 使 用	ス ポ ー ツ ア	入場料の類を徴収する場合	円 10,800	円 14,400	円 21,600	円 28,800	円 39,600	円 54,000	
			入場料の類を徴収しない場合	3,600	4,800	7,200	9,600	13,200	18,000	
	占 使 用	ス ポ ー ツ ア	入場料の類を 徴収する場合	営利を目的とする 場合	81,000	108,000	162,000	216,000	297,000	405,000
				営利を目的とし ない場合	45,000	60,000	90,000	120,000	165,000	225,000
		以 外	入場料の類を 徴収しない場合	営業宣伝を目的 とする場合	36,000	48,000	72,000	96,000	132,000	180,000
				営業宣伝を目的 としない場合	15,300	20,400	30,600	40,800	56,100	76,500
	部 分 使 用	床面積の2分の1以上の部分を使用する 場合			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の全額に相当する額					
		床面積の3分の1以上2分の1未満の部分 を使用する場合			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額					
		床面積の3分の1未満の部分を使用する 場合			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の1に相当する額					
	会 議 室 ( 1 室 に つ き )				450	600	900	1,200	1,650	2,250
奈 良 市 中 央 第 二 体 育 館	独 占 使 用			1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000	
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
	小 体 育 館	独 占 使 用		750	1,000	1,500	2,000	2,750	3,750	
		個 人 使 用 (1人当たり)		150	200	300				
	ウ ェ イ ト リ フ テ ィ ン グ 室	独 占 使 用		450	600	900	1,200	1,650	2,250	
個 人 使 用 (1人当たり)		150	200	300						
ス ポ ー ツ セ ン タ ー 生 涯 体 育 館	独 占 使 用			1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000	
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
	和 室			450	600	900	1,200	1,650	2,250	
	会 議 室			150	200	300	400	550	750	

●体育館使用料

区 分				午 前 9:00 ～ 12:00	午 後 13:00 ～ 17:00	夜 間 18:00 ～ 21:00	午前・夜間 9:00 ～ 17:00	午後・夜間 13:00 ～ 21:00	全 日 9:00 ～ 21:00	
奈 良 市 西 部 生 涯 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 体 育 館	独 占 使 用	ス ポ ー ツ ア マ チ ユ ー ア	入場料の類を徴収する場合	円 10,500	円 14,000	円 21,000	円 28,000	円 38,500	円 52,500	
			入場料の類を徴収しない場合	3,300	4,400	6,600	8,800	12,100	16,500	
	使 用	ス ポ ー ツ ア マ チ ユ ー ア 以 外	入場料の類を徴収する場合	75,000	100,000	150,000	200,000	275,000	375,000	
			入場料の類を徴収しない場合	30,000	40,000	60,000	80,000	110,000	150,000	
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
	軽 運 動 室		独 占 使 用	2,700	3,600	5,400	7,200	9,900	13,500	
			部 分 使 用 〔床面積の2分の1未満 の部分を使用する場合〕	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
			個 人 使 用 ( 1 人 当 たり )	300	400	600				
	ダ ン ス ス タ ジ オ		独 占 使 用	2,400	3,200	4,800	6,400	8,800	12,000	
			部 分 使 用 〔床面積の2分の1未満 の部分を使用する場合〕	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
個 人 使 用 ( 1 人 当 たり )			300	400	600					
ト レ ー ニ ン グ 室		個 人 使 用 ( 1 人 当 たり )	1回につき						500	
			前払回数券(8,800円分)						8,000	
会 議 ・ 研 修 室		独 占 使 用	1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000		
		部 分 使 用	床面積の3分の2未満 の部分を使用する場合	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の2に相当する額						
			床面積の3分の1未満 の部分を使用する場合	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の1に相当する額						
独 占 使 用			1,500	2,000	3,000	4,800	6,000	8,000		
部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額							
ト レ ー ニ ン グ 室		個 人 使 用 ( 1 人 当 たり )	150	200	300					
会 議 室			450	600	900	1,200	1,800	2,400		

● 体育館使用料

区 分		午 前 9:00 ∩ 12:00	午 後 13:00 ∩ 17:00	夜 間 18:00 ∩ 21:00	午前・夜間 9:00 ∩ 17:00	午後・夜間 13:00 ∩ 21:00	全 日 9:00 ∩ 21:00
奈良市都祁体育館	独 占 使 用	1,500	2,000	3,000	4,000	6,000	8,000
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額				
	ト レ ー ニ ン グ 室	150	200	300			
	個 人 使 用 ( 1 人 当 た り )						
会 議 室 ( 1 室 に つ き )	450	600	900	1,200	1,800	2,400	
研 修 室 ( 1 室 に つ き )							

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 5 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 6 前払回数券は、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールにも使用できるものとする。
- 7 奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良市都祁体育館については、本表区分のうち夜間の使用時間は19:00～22:00と、午後・夜間の使用時間は13:00～22:00と、全日の使用時間は9:00～22:00とする。
- 8 備品その他の使用料については、規則で定める。